

●人権対談●



岡村 和美 × 中村 浩紹

法務省人権擁護局長

人権擁護協力会代表理事

写真・小島眞二

地域での活動が社会を変える

この対談は、本誌100号を記念して、平成26年8月19日に行われたものです。

中村 本日は、ご着任早々のお忙しいところ、ありがとうございます。

七月十八日付で最高検察庁検事から法務省人権擁護局長に就任され、一か月経ったところですけれども、こちらはいかがですか。

岡村 着任前から人権擁護局に伺ったりしていたのですが、実際に着任して、忙しく仕事をさせていただいています。翌週には、岡山県で「ハンセン病に関する親と子のシンポジウム」があり、二つのハンセン病療養所を見学して、自治会の方々ともじっくりとお話をする機会を持つことができ、今も残る差別に胸が痛くなりました。

シンポジウムの第一部では、全国中学生作文コンテストで法務大臣賞を受賞した「NO!と言える強い心をもつハンセン病問題から学んだこと」を受賞者・後藤泉稀さんご自身が朗読され、感動しました。回復者の方との交流をとおして、間違った情報の恐さ、差別をなくすことの困難さに気づき、まず自分から行動すると決意表明されています。

中村 子どもの感性は頼もしいですね。

ハンセン病のシンポジウムは、南野知恵子のおのちえこ法務大臣の指示を受けて始まりました。平成十五年の十一月に熊本県内の宿泊施設でハンセン病療養所の入所者が宿泊拒否される事件が起き、この事件の報道をきっかけにハンセン病療養所入所者や関係者に対して

誹謗中傷する手紙が多数送りつけられるなどの二次被害が発生したことに端を発しています。やはり啓発は、人格が形成される小中学生の時期に行うことが効果的だと、企画されたものです。

第一回目は、平成十七年、東京・江東区と福岡市で開催され、今に続いています。最初の企画に私も関わりましたので、よく覚えていています。

継続は力

岡村 ハンセン病のシンポジウムも、皆さんの思いに支えられての活動なので、浸透してきているのだと思います。

理事長が全国人権擁護委員連合会長当時編集された『全国人権擁護委員連合会六十年の軌跡と新たな飛躍』を拝読いたしました。全国で人権擁護委員の方々が活動を長く続けてこられたからこそ、また後任に人権への思いを伝えてくださっているからこそ、ここまで来ているんだと感じます。

個々の人権擁護委員の方々の積み重ねに對して、こういう機会に、感謝を申し述べさせていただきたいと思います。

本日は啓発活動などしないで済む人権尊重社会になれば、それに越したことはないですけれども、啓発を続けることに価値のある間は続けていきたいですし、毎年見直

すことで、より良い活動にしていければと考えています。

中村 ぜひ続けていただきたいと思います。継続は力ですから。

人権擁護局長としての抱負はございますか。

岡村 もしかしたら人権擁護委員の方々へのご報告が十分ではないのかなと思う部分に、国際協調があります。

『人権のひろば』を、私は最高検にいますから読んでいて、九十六号の特別寄稿「ピンクシャツデーをご存知ですか？」のピンクシャツデーは、カナダ発で世界に広まったいじめ反対を訴える運動ですが、こういう動きと日本で今までやってきたことを、うまくミックスする時代なのかなという気がしています。

日本で人権についてこれだけ取り組んでいるからこそ、世界にそれを発信していきたいですし、世界のいいところも日本で活用していきたいと考えています。実際には、人権擁護局の職員は、日々の事務だけで手いっぱいという状況はありますが。

国連の場で取り上げられている問題はありますが、日本の人権状況は世界から見ても誇れる水準にあると思っています。もし日本人が捉えている認識と違ふところが、外国から見ると違ふのだとしたら、そこがどういう理解が足りなくて、食い違いが起きる

のか考えていきたいです。

また、日々、あまり意識しない中で、社会の一部に放置されている小さな問題にも着目していきたいと思っています。

世界に誇るべき「日本モデル」

中村 どうしても今までの活動は、啓発・相談を主とした国内の人権問題であって、今後、世界に目を向けることも必要かもしれませんね。

岡村 私は、人権はまず地域からだと思います。

「チャリティ・ビギンズ・アット・ホーム（バット・イット・ダズ・ノット・エンド・ゼア）Charity begins at home（but it does not end there）」という言葉があります。直訳すれば「博愛は家庭から。（しかしそこで終わりじゃない）」つまり身近な人への思いやりを持つ環境で育った子どもは、大人になると社会に尽くすという意味です。

啓発や相談をとおして日本の人権状況を地域から支えてくださっているのが、全国一万四千人の人権擁護委員の方々です。世界に誇るべき日本モデルだと思います。

中村 そうですね。

海外での人権侵害の認識は、官が民の権利を侵害する、例えば警察官による市民に對する暴力、刑務所職員による非人道的な取



岡村 和美（おかむら・かずみ）

東京都出身。1983（昭和58）年弁護士登録。1988（昭和63）年米ハーバード・ロースクール修了。1989（平成元）年ニューヨーク州弁護士登録。2000（平成12）年検事任官。東京大学大学院「人間の安全保障」プログラム特任教授、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官等を経て、2014（平成26）年4月最高検察庁検事。7月から現職。

扱いなどです。

人権擁護委員制度は、官を一方の車輪、民を他方の車輪として、互いにその長所を生かし短所を補う両輪であるという発想のもとに発足し、共同して人権問題の解決に当たる日本独自の画期的なもの、正に日本モデルです。

地域に密着している人権擁護委員が、社会の中に放置されている声なき声を拾い上げて、人権擁護機関につなげていく、こういう制度を海外にアピールしていくのも必要ですね。

岡村 人権擁護委員の方々が行う人権教室や人権作文、SOSミニレターなどを体験し

ているからだと思うのですが、最近は、「人権の仕事をしたいです」と言っていて、法務局に就職する方がいるそうです。

人権を自分の仕事にしていきたいという人が出てきていること自体、何十年も続いている活動の成果だと思います。

中村 局長はアメリカで弁護士活動をされた経験がありますが、日本とアメリカ、人権感覚の差を感じられましたか。

岡村 日本は人や社会が平均点として温かいんです。アメリカはある種バラバラで、そのバラバラなところがいいという人だっているのです。どちらがいい悪いではなくて、自分に合うかどうか、なんだろうとは思いますが

けど。

その中で、人権感覚の核をなしているものは、日本ではいわゆる道徳、外国では信仰だったりします。小さな違いは、それに注目しようと思えばたくさんあると思いますが。

道徳も信仰も、共通する普遍的なものはないので、理想は、それが世界に広がることを目指して、日々は地元で活動することだと思っています。

それを表現する言葉が、シンク・グローバル、アクト・ローカルです。「世界水準で考えて、行動は今いるここから」という。だから世界と地域は近いのです。地域社会なしで、空中に浮いて世界のことやっている人なんて存在しません（笑）。

新たな視点で取り組む

中村 局長が法曹資格を取ろうと思われた動機はいかがですか。

岡村 理事長と同じく東京・下町の出身です。下町は、何か人の役に立つことをするのが当たり前という感覚がありましたよね。だから子どもはよくお手伝いをしました。そういった環境の中で、勉強させてもらえる境遇に当たったので、社会の役に立ちたいと法曹になっただけですけれども。

私自身、人権擁護局長になって初めて人権に接するのではなく、日弁連でも人権の委員



中村 浩紹（なかむら・ひろつぐ）

東京都出身。中央大学卒業。1967（昭和42）年弁護士登録。1985（昭和60）年から人権擁護委員を務める。東京都人権擁護委員連合会長、関東人権擁護委員連合会長、全国人権擁護委員連合会長を歴任。2014（平成26）年、当会代表理事就任。2006（平成18）年、藍綬褒章受章。2012（平成24）年、瑞宝小綬章受章。

会にいました。弁護士になったころは、国選弁護人を務めたり、検事になってからも、毎週土曜日に、大学院で人権を教えたりしていました。

今回、人権擁護局長という重責をいただき本当に緊張しているのですけれど、なりたくてなれるポストではないので、法曹として大変光栄なことだと思っています。女子の本懐みたいな（笑）。公務員になって良かったと素直に思っています。だからこそ民間人だった時の気持ちも忘れません。

今回、初めての女性局長だということで報道されましたけれども、いずれ普通になっていくことで、過渡期に過ぎないだけです。

「初の」ということ自体の意味はあまりないので、より良い人権行政を考える上で、今まで男性の目で見ていた部分が多いですから、男性だと気づかない視点、女性ならではの視点で新しいことに気がつくことがあれば、そこは含めて検討したいと思っています。

中村 そこに男女共同参画の意義があると思いますね。

全連でも、各県連、あるいは協議会の役員の三〇％は女性にということの数値目標を掲げているのだけれど、なかなか進んでいないのが現状です。

しかし、人権擁護委員の四五％が女性ですし、現場の主力として皆さん熱心に活動され

ます。

それこそアクト・ローカルですね（笑）。

これからの「人権」とは

岡村 女性が活躍するのが、普通のこととして捉えていただけるようになってきていると思っっています。価値観が多様化している現代ですから、社会の大多数が、男女共同参画は当たり前ということになれば、もっと自然になるのかなと思います。

男女共同参画は男女が同じことを同じようにするという主旨ではなくて、それぞれの特性をいかして社会に参加していくことです。リーダーシップがとれるのであれば男性でも女性でも会長や事務局長をされればいいと思うんですね。

現在、問題なのは家庭の養育力の弱さが目につくようになってきているので、時代に合わせた人権の救済の仕方も考えなければなりませんと思います。

児童虐待、貧困から発生する問題など、人の心で取り組む部分が多い仕事だと思っています。

中村 人権に対するアピールの仕方を考えていかなくはなりませんね。日本の場合は非常に地味なんでしょうけども、アメリカの場合は企業などに対して厳しく人権問題を指摘・糾弾する行動が見られますね。

例えば、スポーツ用品メーカーのナイキは、発展途上国にある委託工場での過酷な児童労働、低賃金・長時間労働などが一九九七年、発覚し、人権問題として糾弾され、アメリカにおいて製品の不買運動が起りました。

日本は、そこまでいかない。会社による食品などの偽装問題が起きて、それはまずいねという程度で終わっていて、会社そのものを糾弾する市民運動につながらないですね。

私はまだ感覚的な訴え方が弱いという気がします。

岡村 そういうところはあるかもしれませんが、アメリカの市民の強い部分は時に行き過ぎのこともあるので、宣伝べたかもしれないませんが、地道にやるという日本的なりの良さもあると思います。

しかし、起きていることの真実は知りたいですね。

例えば、バナナ農園で上から農業をヘリコプターで撒けば、下で働いている人の平均寿命は短くなるかもしれない。でも働かなければ家族が食べていけないので、仕方なくて働いている。

そういうときに人権とは何かと問われたら、自分がされたら、どう感じるか想像することだと思ふのですね。

しかも農薬のかかったバナナは輸出され、それを我々が食べることになるかもしれない

い。世界と日本は無関係ではないのです。

最近、アメリカのロースタールの学生さんたちの優秀なグループには、世界をより良くすることを目標にしている人が増えてきました。私が留学していた二十数年前は、ビジネスが目標でした。

最近、環境問題を考えるとき、「サステナビリティ (sustainability)」という言葉が耳にしますが、今までにない巨大台風などでも分かるように、様々な要因から地球環境が悪化し、自然と共生する持続可能な社会を考えていかなければならない時代が来ているからなのです。

人々を思いやるのはもちろんのこと、環境を思いやるのが人権という時代になっていると思います。

しかし、一方通行だとダメなのが人権の仕事です。賛同者を増やすために、皆さんからご意見を伺うために、この『人権のひろば』にも期待させていただいています。

新たな積み重ねに向けて

中村 ありがとうございます。おかげさまで本誌は百号を迎えることができました。

人権擁護協力会は、昭和四十二年に開催された全連の理事会において設立が決議され、法務大臣の許可を得て発足しています。「人権擁護活動の推進及び人権尊重思想の普及

高揚に寄与する」が現在の目的ですから、全面的にご協力させていただきます。

局長がおっしゃったような世界で起きている問題なども紹介し理解してもらおう必要性がありますね。

また、人権擁護委員の方々の活動を積極的に紹介することで、次の活動につなげていくようにしていきたいと思っています。

岡村 その積み重ねに期待しています。

法務省人権擁護局では、九月二日から五日までの四日間にわたって、人権擁護委員及び委員組織体の活動を牽引していくことのできる次代のリーダーを養成することを目的とする「人権擁護委員指導者養成研修」を実施します。マネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、最新の人権課題に関する知識などを学んでいただく予定であり、今後の委員活動の更なる活性化につながることを期待しています。

研修を受講された方の感想や研修の成果などについても『人権のひろば』で拝見できればと思っています。

中村 私どもも多くの関係者によって、そのように本誌を活用していただけたらと考えています。

正に人権擁護に携わる方々の「ひろば」となるよう努めてまいりたいと思っています。(次回はスペシャルオリンピック日本理事長・有森裕子氏の予定です)

平成二十六年人権擁護委員指導者養成研修について

平成二十六年九月二日（火）から五日（金）までの四日間、東京・港区の日本消防会館（ニッショーホール）において「人権擁護委員指導者養成研修」が実施されました。研修員は、法務局・地方法務局長が都道府県連会長の意見を聴いた上で（研修員を）推薦し、各都道府県連二名の人権擁護委員（計百名）が参加しました。

参加者の内訳は、男性四十九名、女性五十一名でした。

この研修は、人権擁護委員組織体にお

る指導者を養成するため、職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識を修得することを目的として企画されました。

講師は、岡村和美法務省人権擁護局長をはじめ、内田博文全国人権擁護委員連合会会長、伊藤健太郎アイシンク株式会社代表取締役など、各界で活躍する方々が務められました。（カリキュラムは表参照。）

平成26年度人権擁護委員指導者養成研修内容

平成26.9.2(火)～9.5(金)実施

番号	科目	単位数	担当講師
1	人権擁護の情勢	1.0	法務省人権擁護局長 岡村和美
2	人権擁護委員組織体の現状と課題	1.5	全国人権擁護委員連合会会長 内田博文
3	マネジメント	2.5	アイシンク株式会社代表取締役 伊藤健太郎
4	カウンセリング	2.0	千葉大学カウンセラー（臨床心理士） 大竹直子
5	精神障害者への接し方	1.5	東京都立精神保健福祉センター所長 井上悟
6	調査救済	1.5	法務省人権擁護局調査救済課長 大山邦士
7	人権啓発の理論と実践	2.5	山梨県立大学特任教授 筑波大学名誉教授 公益財団法人人権教育啓発推進センター 上級特別研究員 福田弘
8	啓発方法論	1.5	公益財団法人人権教育啓発推進センター 上級特別研究員 若林源基
9	女性の人権	1.5	弁護士 広瀬めぐみ
10	障害のある人の人権	1.5	毎日新聞社論説委員 野澤和弘
11	講演	1.5	（夜回り先生） 水谷修
12	グループ協議	2.5	
13	開・閉講式	0.5	
	計	21.5	

（注）1単位は1時間

研修は、講義を聞くだけでなく、ワークショップ形式によっても進められました。参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で双方向的に問題解決の手法を学び取ることを目指したものです。熱のこもった議論が展開し、参加者は有意義な四日間を過ごしました。

研修に対するアンケートでは、「実践的内容であったので、今後の活動に活かすことができる」「協議会へフィードバックさせ、これまでの活動を振り返り、より活性化させていきたい」「グループ討議で問題点・改善点が浮き彫りになった」などの声がありました。

特に第一日目の最初の科目、岡村法務省人権擁護局長による「人権擁護の情勢」では、「地域で相談を受けていることが日本の状況と評価され、それが世界から見ただ日本として評価されているとするならば、大変な重責を負っていると改めて感じた。新たな視点で委員活動を考えてみたい」との感想があり、地域での活動が、全国へ、世界へとつながっていることが実感できる講義内容であったことがうかがえます。

また、内田全連会長による「人権擁護委員組織体の現状と課題」では、「委員の職務及び組織体の問題点を全連会長から直に聞いたことは大変参考になった」課題がよく理解できて良かったなど、人権擁護委員としての共通認識を深められたことが分かり、全体として、とても役立つ研修だったとの評価でした。